

各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額

区 分	所得税法（地方税法） 上の控除対象配偶者	健康保険法上の 被 扶 養 者	国民年金法上の 第 3 号 被 保 険 者	国家公務員の給与法上 の 扶 養 親 族
収入等 限度額	（所得）38万円以下 （給与収入103万円）	130万円未満	130万円未満	130万円未満
限度額 超過の 場 合	○ 配偶者控除（所得税38万円、個人住民税33万円）の適用はなくなるものの、給与収入141万円までは配偶者特別控除により配慮	○ 国民健康保険法上の被保険者になる場合 保険料＝ 所得割＋資産割 ＋（均等割＋平等割） × 軽減割合 ○ 健康保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬月額}}{1,000} \times 85$ を労使折半	○ 国民年金法の第1号被保険者になる場合 月額保険料＝ 13,300円 ○ 厚生年金保険法上の被保険者になる場合 $\text{月額保険料} = \frac{\text{標準報酬月額}}{1,000} \times 173.5$ を労使折半	○ 扶養手当（月額16,000円）の支給がなくなる。

課税単位の類型

類 型			考 え 方
稼 得 者 単 位			稼得者個人を課税単位とし、稼得者ごとに税率表を適用する。 (実施国：日本、イギリス)
夫婦単位 又は 世帯単位	合算分割 課 税	均 等 分 割 法 (2分2乗課税)	夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し均等分割(2分2乗)課税を行う。具体的な課税方式としては、次のとおり ○ 独身者と夫婦に対して同一の税率表を適用する単一税率表制度(実施国：ドイツ) ○ 異なる税率表を適用する複数税率表制度(実施国：アメリカ(夫婦共同申告について夫婦個別申告の所得のブラケットを2倍にしたブラケットの税率表を適用))
		不均等分割法 (n分n乗課税)	夫婦及び子供(家族)を課税単位とし、世帯員の所得を合算し、不均等分割(n分n乗)課税を行う。 (実施国：フランス(家族除数制度))
	合 算 非 分 割 課 税		夫婦を課税単位として、夫婦の所得を合算し非分割課税を行う。

(注)

1. イギリスは、1990年4月6日以降、合算非分割課税から稼得者単位の課税に移行した。
2. アメリカ、ドイツでは、夫婦単位と稼得者単位との選択制となっている。
3. 諸外国における民法上の私有財産制度について
 - (1)アメリカ：連邦としては統一的な財産制は存在せず、財産制は各州の定めるところに委ねており、一般的にアングロサクソン系の州は夫婦別産制、ラテン系の州は夫婦共有財産制。
 - (2)イギリス：1882年の妻財産法(Married Women's Property Act 1882)により、夫婦別産制が採用。
 - (3)ドイツ：原則別産制。財産管理は独立に行えるが、財産全体の処分には他方の同意が必要。
 - (4)フランス：財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制(夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が併存する)。

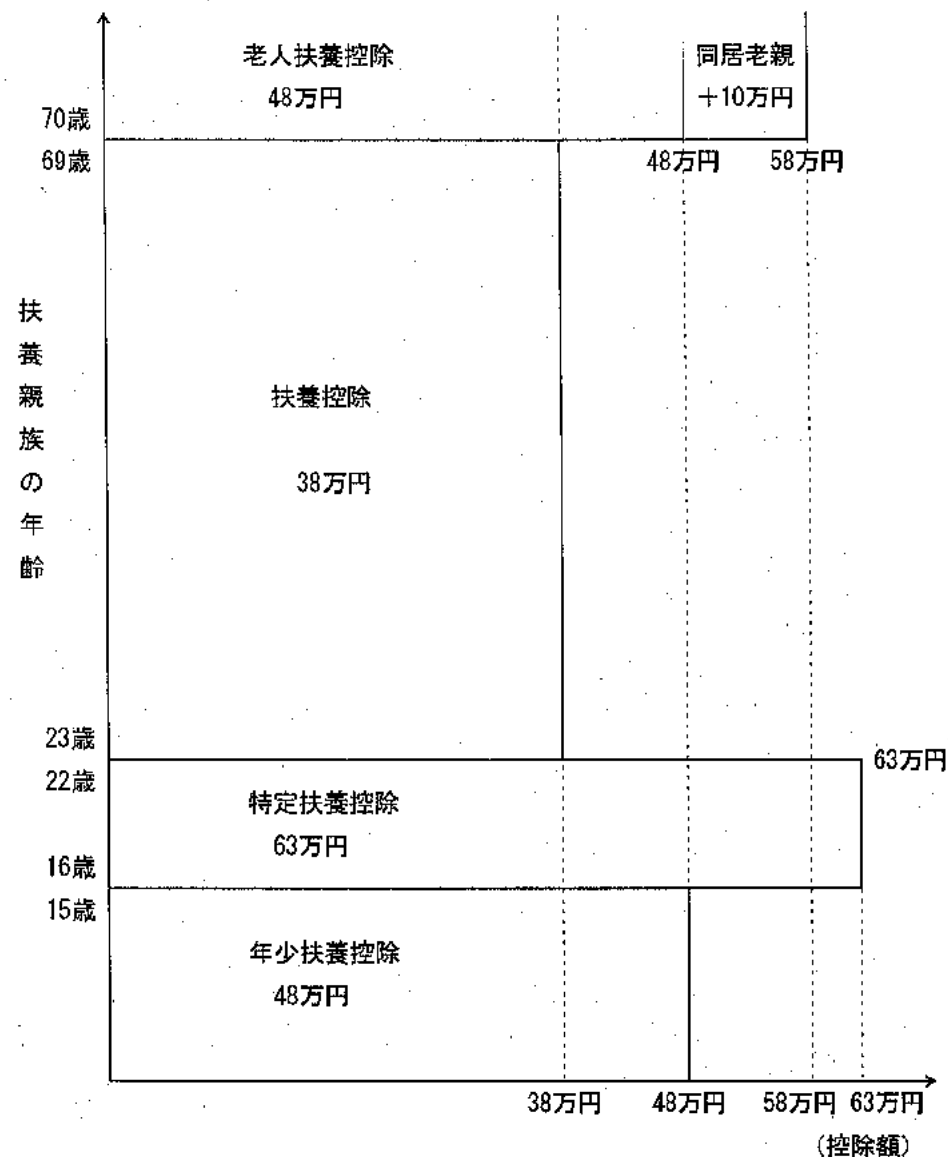
主要国の課税単位と基礎的な人的控除（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課 税 単 位	個人単位	個人単位、夫婦単位の選択 ⇒ 個別課税又は合算課税（夫婦共同申告）の選択。合算課税の場合は、個別課税と税率は同一であるが、ブラケットを2倍にした税率表が適用される。	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択 ⇒ 二分二乗方式（合算分割課税）を選択したときは、夫婦の課税所得を合算し、その半額につき税率表を適用して算出した税額を2倍する。	世帯単位（N分N乗） ⇒ N分N乗方式（家族合算分割課税）は、夫婦及び扶養子女の所得を合算し、それを家族除数（注）で除した金額につき税率表を適用して算出した税額に家族除数を乗ずる。
基 礎 的 人 的 控 除	基 礎 控 除	人的控除 380,000円 《所得控除》	人的控除 2,750ドル (324,500円) 《所得控除》	4,335ポンド (832,320円) 《所得控除》	なし
	配偶者控除	人的控除 380,000円 《所得控除》 (注) 配偶者の所得金額が76万円未満（給与収入141万円未満）である場合には、配偶者特別控除として、その配偶者の所得金額に応じた一定額を所得控除することができる。 (最額380,000円)	人的控除 2,750ドル (324,500円) 《所得控除》 夫婦共同申告を選択した場合に、2,750ドルの2倍の人的控除が認められる（2,750ドルが配偶者控除相当額となる）。	夫婦者控除 197ポンド (37,824円) 《税額控除》 原則として、夫の税額から控除され、控除しきれない部分は妻の税額から控除される。 ただし、選択により、当該控除の全額又は半額を妻の税額から控除することができ、その使用していない部分は夫に譲渡することができる。	なし (注) 家族除数 ・ 独身者 1 ・ 夫婦者 2 ・ 夫婦子1人 2.5 ・ 夫婦子2人 3 ・ 夫婦子3人 4 ・ 夫婦子4人 5 以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。

- (注) 1. 平成11年8月現在の各国の税法による。
2. () 書きの計数は、邦貨換算したものであり、それぞれ次のレートによる。
1ドル=118円、1ポンド=192円、1マルク=67円、1フラン=20円

扶養控除制度

1 制度の概要



(注) 同居特別障害者である扶養親族に対しては上記の控除額に35万円加算

2 扶養控除の沿革

区分	扶養控除	特定扶養親族	年少扶養親族	老人扶養親族
	(大正9年創設)			
昭和40年	13歳以上 6万円 (配偶者無世帯の1人目8万円) 13歳未満 5万円			
41年	6万円 (	〃	)	
42年	7万円 (	〃	)	
43年	8万円 (	〃	10万円)	
44年	10万円 (	〃	11万円)	
45年	12万円 (	〃	13万円)	
46年	14万円 (	〃	15万円)	(47年創設)
47年	〃 (	〃	〃)	16万円
48年	16万円 (	〃	18万円)	19万円
49年	24万円	(廃止)		28万円
50年	26万円			32万円
52年	29万円			35万円
54年	〃			〃
59年	33万円	(元年創設)		39万円
平成元年	35万円	45万円		45万円
5年	〃	50万円		〃
7年	38万円	53万円		48万円
10年	〃	58万円	(11年創設)	〃
11年	〃	63万円	48万円	〃

主 要 国 に お け る 扶 養 控 除 等 (未定稿)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
扶養控除 等	扶養控除 (所得控除) 扶養親族 38万円 年少扶養親族 (16歳未満) 48万円 特定扶養親族 (16歳以上23歳未満) 63万円	・ 人的控除 (被扶養者 1 人につき2,750ドル [32.45万円] の所得控除) ・ 子女控除 (17歳未満の扶養子女 1 人につき500ドル [5.9万円] の税額控除)	—————	・ 子女控除 (扶養子女 1 人につき6,912マルク [46.3万円] の所得控除) ↑ 有利な方を選択 ↓	・ 世帯単位課税 (N分N乗) 家族除数 ・ 独身者 1 ・ 夫婦者 2 ・ 夫婦子 1 人 2.5 ・ 夫婦子 2 人 3 以下扶養子女1人増すごとに1を加算する。
児童手当	・ 児童手当あり	—————	・ 児童手当あり	・ 児童手当	・ 児童手当あり

(注) 1. 換算レートは、1ドル=118円、1マルク=67円。

2. イギリスでは、児童税額控除 (Children's Tax Credit) を2001年度から導入する予定。

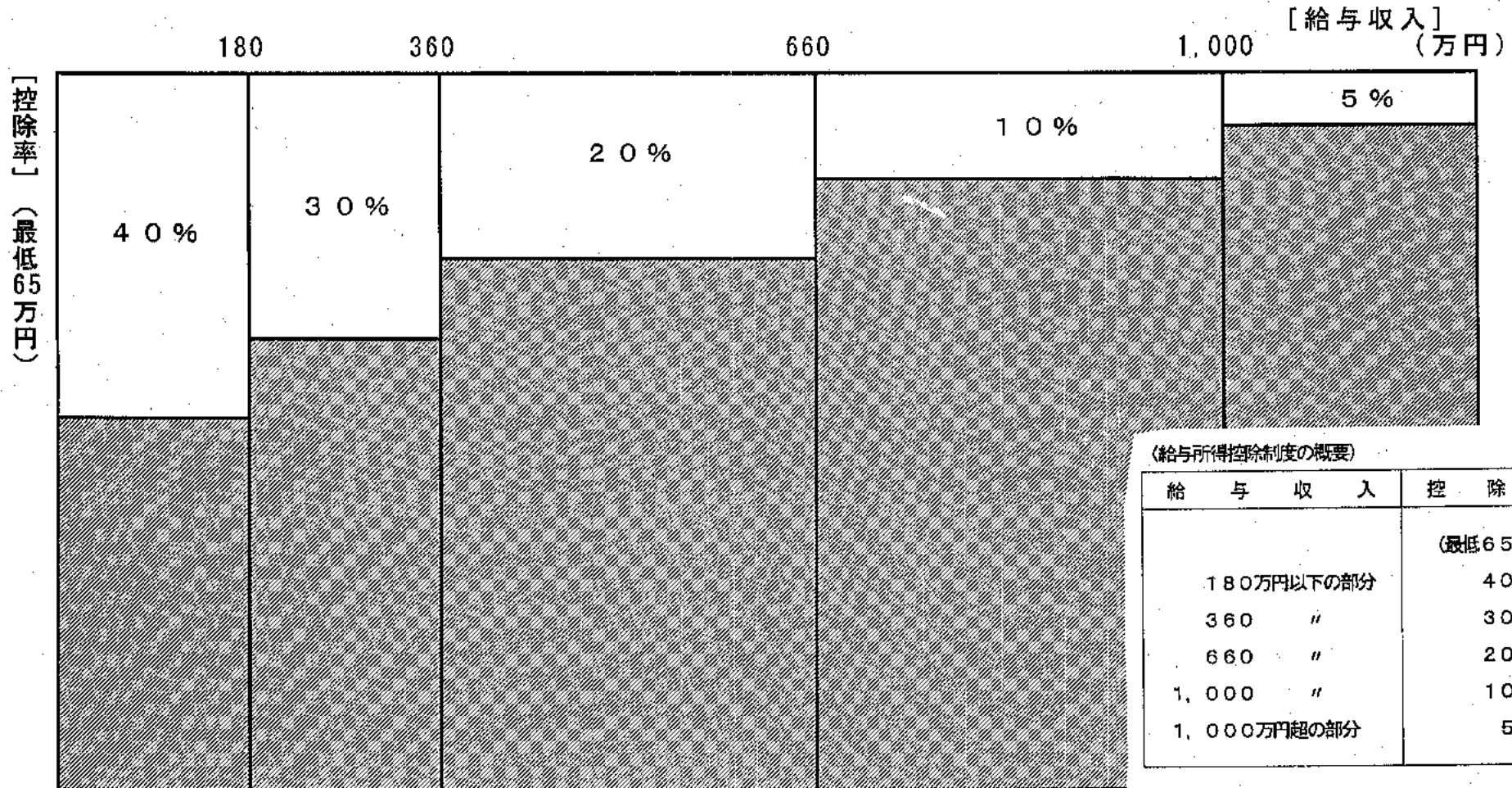
特別な人的控除の概要

	対 象 者	控 除 額	所 得 要 件
障 害 者 控 除	・ 本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	
(特別障害者控除)	・ 上記の者が特別障害者である場合	40万円	
老 年 者 控 除	・ 本人が65歳以上の者	50万円	年間所得 1,000万円以下
寡 婦 控 除	・ 夫と死別した者や夫と離婚をして扶養親族を有する者 ・ 老年者控除の適用がないこと	27万円	(扶養親族を有しない場合のみ) 年間所得 500万円以下
(特定寡婦加算)	・ 寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	年間所得 500万円以下
寡 夫 控 除	・ 妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者 ・ 老年者控除の適用がないこと	27万円	年間所得 500万円以下
勤 労 学 生 控 除	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	年間所得が65万円以下、かつ 給与所得等以外が10万円以下

その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額 200万円)}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円）
損害保険料控除	損害保険料（傷害保険料及び医療費用保険料を含む。）を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期3千円、長期1万5千円）
寄 付 金 控 除	特定寄付金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄付金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right\} - 1\text{万円} = \text{寄付金控除額}$

給与所得控除（イメージ図）



（給与所得控除制度の概要）

給与収入	控除率
(最低65万円)	
180万円以下の部分	40%
360 "	30%
660 "	20%
1,000 "	10%
1,000万円超の部分	5%

（給与総額に対する給与所得控除総額の割合）

給与総額 (A)	給与所得控除 総額 (B)	割合 (B/A)
235.7兆円	67.0兆円	28.4%

（平成11年度概算ベース）

給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要（未定稿）

日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
○ 給与所得控除 180 万円以下の部分 40% （最低65万円） 360 万円以下の部分 30% 660 万円以下の部分 20% 1,000 万円以下の部分 10% 1,000 万円超の部分 5% （注）なお、通勤費等特定支出の額が給与所得控除額を超える場合は、その超える部分につき、特定支出控除が認められる。	○ 必要経費については、実額控除が認められる。 （注）実額（項目別）控除は給与所得者の必要経費のほか、以下のような職務以外の個人的な経費についても認められる。 ・ 医療・歯科費用 ・ 寄付金 等 ○ また、これらの実額（項目別）控除すべてに代えて所得からの概算控除の選択が認められる。 （夫婦共同申告の場合） 7,200ドル（85.0万円）	○ 必要経費については、実額控除が認められる。 （注）実額控除は、以下の要件を満たすものに限り認められる。 ・ 適格旅費（注：通勤費は認められない。） ・ 上記以外で職務遂行上必要不可欠な費用で、その全額が職務遂行を唯一の目的として支出されるもの	○ 被用者概算控除 2,000マルク （13.4万円） （注）上記に代えて実額控除の選択が認められる。	○ 必要経費概算控除 所得金額の10% 最低控除額 2,310フラン （4.6 万円） 最高控除額 77,460フラン （154.9 万円） （注）上記に代えて実額控除の選択が認められる。 ○ なお、必要経費概算控除または実額控除に加えて当該控除後の所得に対して20%の給与所得控除が認められる（上限あり）。

（備考）邦貨換算は次の率による。1ドル＝118円、1マルク＝67円、1フラン＝20円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値）

給与所得者の特定支出控除

(1) 制度の概要

給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は給与等の収入金額からその給与所得控除額及びその超える部分の金額を控除した残額とすることができる。

(2) 控除の対象となる特定支出の範囲（5項目）

項 目	内 容
○ 通勤費	通勤のために通常必要な運賃の額
○ 転任に伴う転居のための引越費用	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費の額
○ 研修費	職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
○ 資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費を除く。）
○ 単身赴任者の帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月4回を限度とする。）

(3) 適用手続

確定申告書に特定支出の額の支出に関する明細書や勤務先の証明書を添付するとともに、その額を証する領収証等の書類を添付し、又は提示する。

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

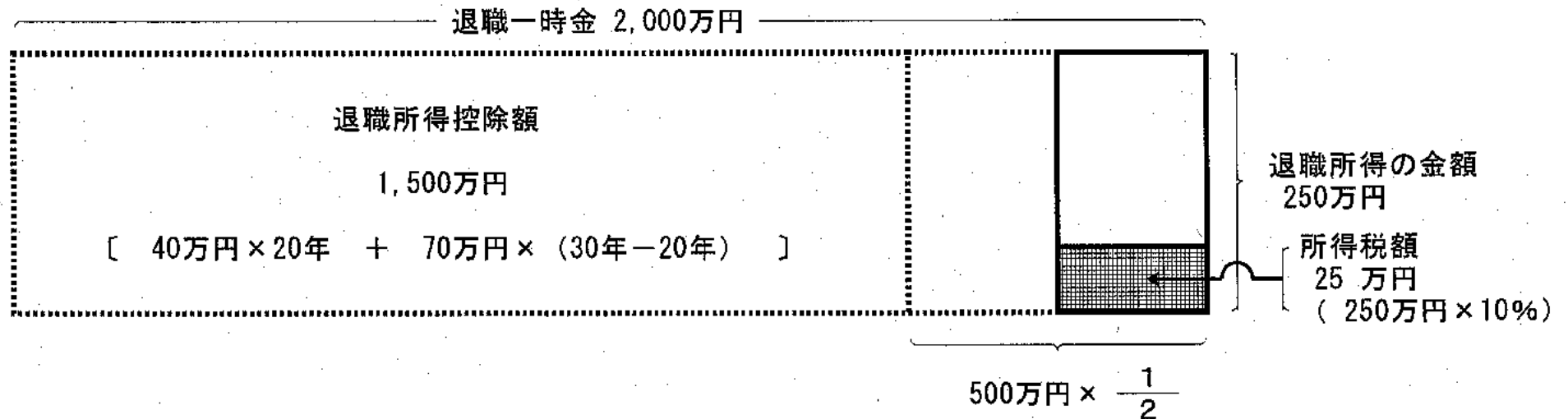
$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数20年まで 1年につき40万円 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

課税所得金額	税率	控除額
330万円以下	10%	—
900 "	20%	33万円
1,800 "	30%	123 "
1,800万円超	37%	249 "

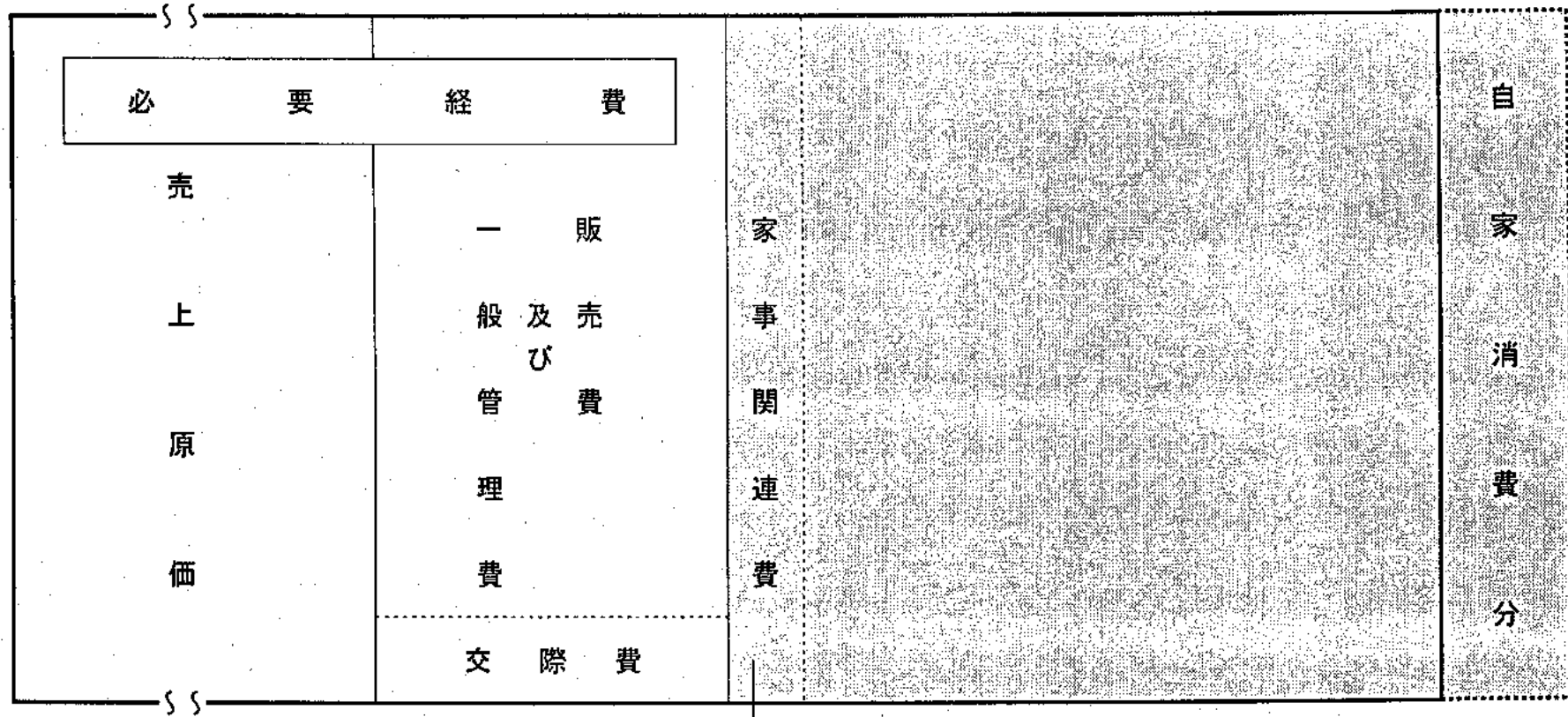
(例) 勤続年数30年の場合



事業所得（イメージ図）

事業所得計算上の収入金額

売上げ等収入



→ (例) 水道光熱費（日常生活使用分）
減価償却費（家屋の住居部分、自動車の自己使用分等）
固定資産税（住居部分）

等

事業所得者に係る各種控除

白色事業所得者 (事業所得)	事業収入金額(売上)					
	必要経費	専従者(配偶者) 白色事業 控除	専従者(子供) 白色事業 控除	基礎控除	社会保険料 控除等	課税所得
	86	50	38			

青色事業所得者 (事業所得)	事業収入金額(売上)						
	必要経費	専従者給与 (青色事業 配偶者への 給与※)	子供への 給与※	青色申告 特別控除	基礎控除	社会保険料 控除等	課税所得
				45	38		

※ 給与所得控除適用あり

利用者1人当たりの平均専従者数 1.3人

専従者1人当たりの平均給与額 204万円(注)

申告納税

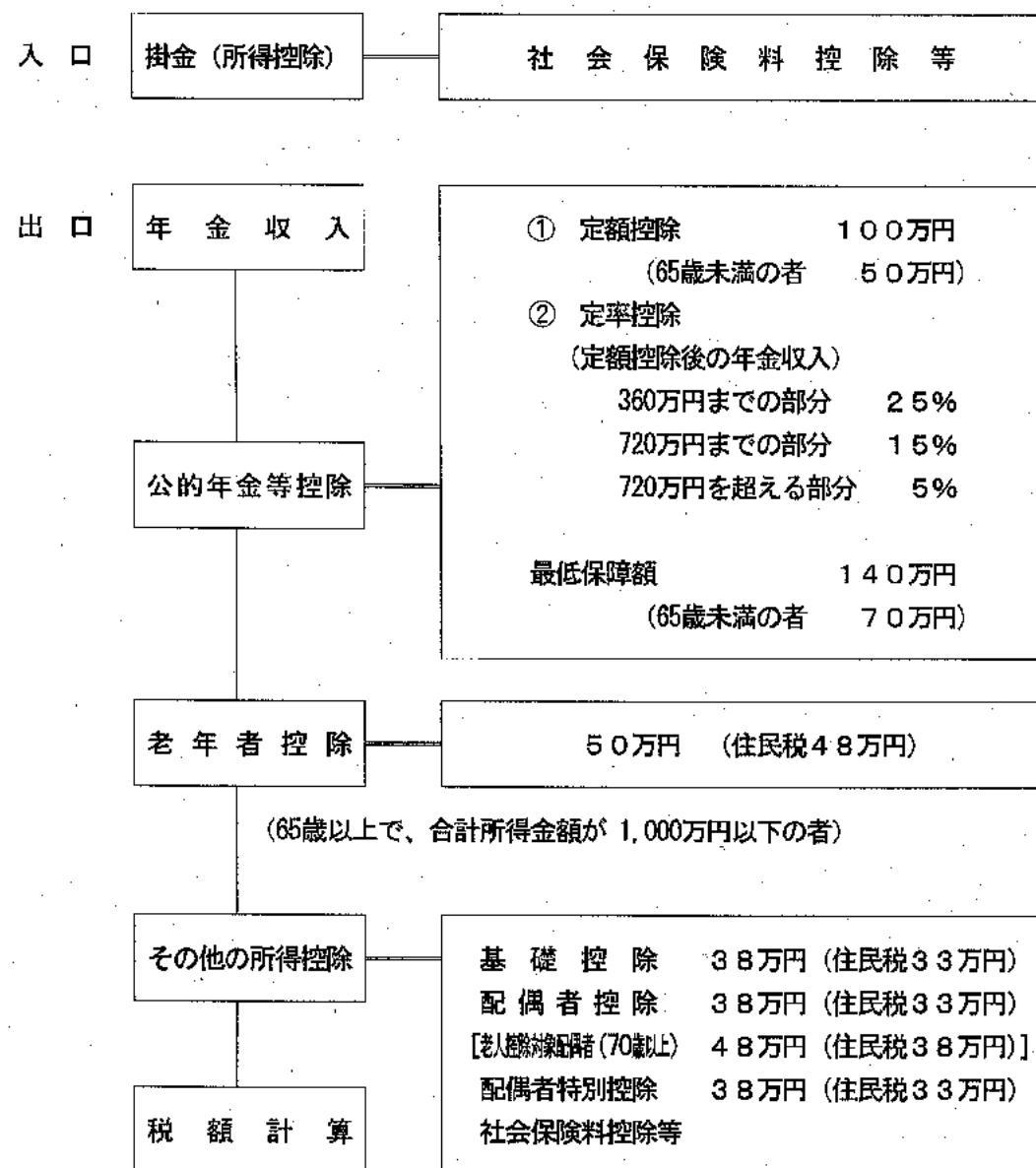
源泉徴収(天引き)

(参考) サラリーマン(給与所得者)の場合

給 与 收 入 金 額					
給 与 所 得 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	基 礎 控 除	社 会 保 險 料 控 除 等
	(最低65万円)	38 最高38	38	38	
課 税 所 得					

(注)「申告所得税の実態」(平成9年分)による。

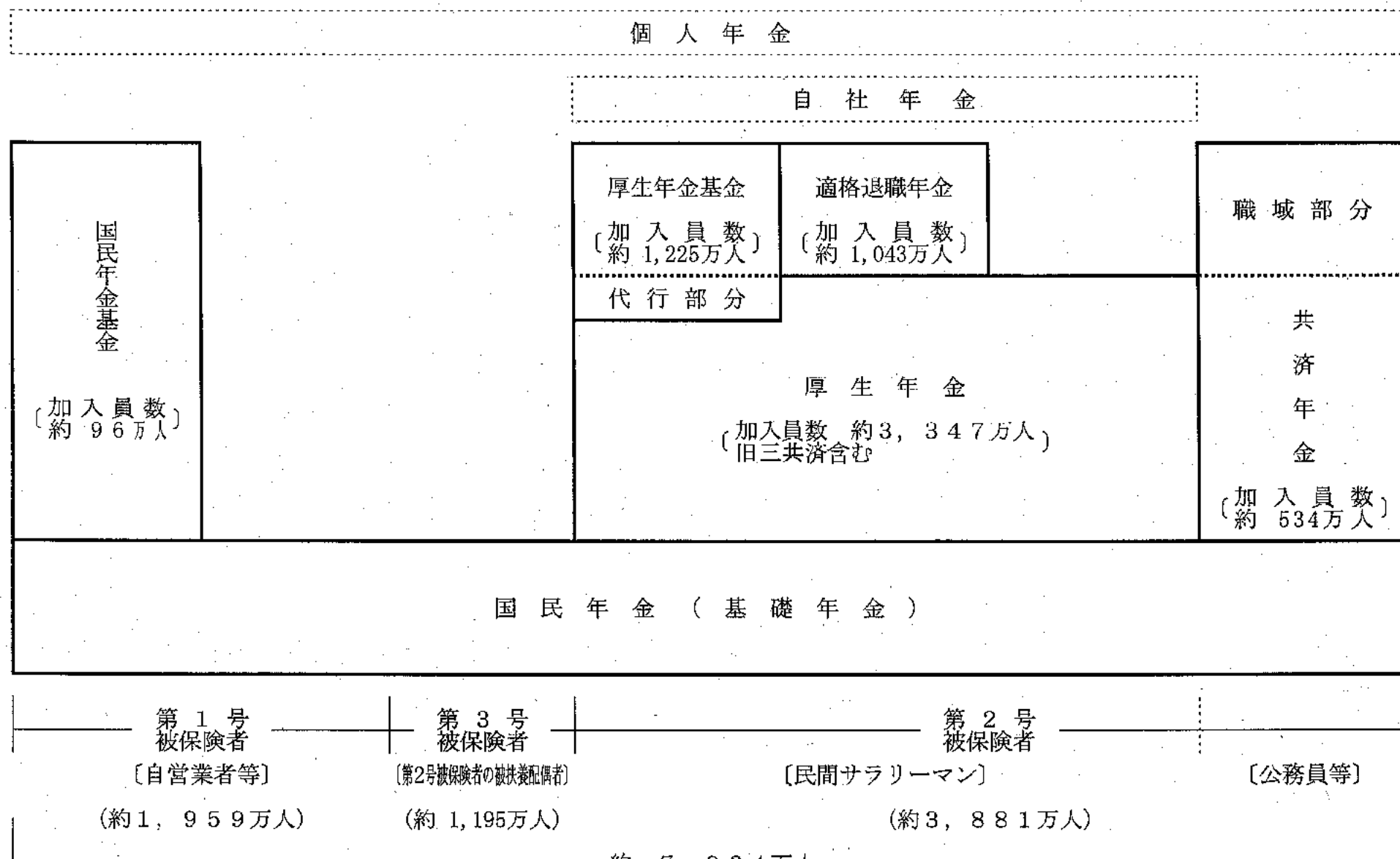
公的年金等に係る課税の仕組み



(参考) 課税最低限の比較

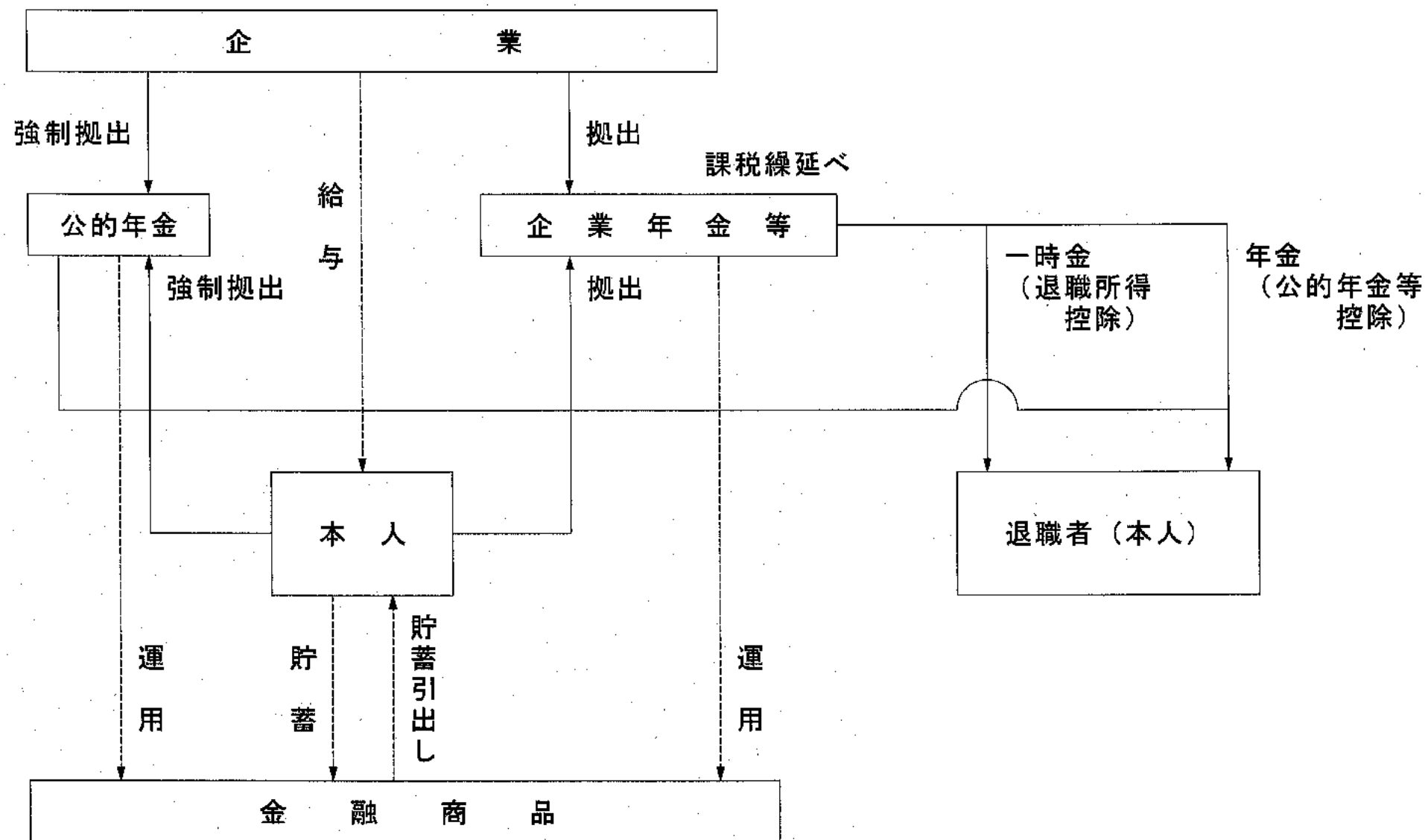
	独 身	夫 婦	
		老人配偶者なし	老人配偶者あり
公的年金受給者 (65歳以上)	2,342千円	3,346千円	3,488千円
公的年金受給者 (65歳未満)	1,110千円	2,137千円	2,279千円
給与所得者	1,107千円	2,095千円	

公的年金制度等の概要（概念図）



（注）人員は、平成10年3月現在の計数による。

年金等をめぐる課税関係



年金課税の概要

区 分	公 的 年 金 (国民年金・厚生年金・各種共済年金)	企 業 年 金		国 民 年 金 基 金	小規模企業共済事業	個 人 年 金 保 険
		厚生年金基金	適格退職年金			
1 掛 金						
(1) 雇用主負担分	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	— —	— —	— —
(2) 本人負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	一般の 生命保険料控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛 金控除	個人年金保険に係る 生命保険料控除
2 給 付 金						
(1) 年金課税						
① 公的年金等控 除の適用の有無	有	有	有	有	有	無
② 所得の計算	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－本人負担の 掛金総額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－公的年金等 控除)	(給付額－本人負担の 掛金総額)
(2) 一時金課税	— (注1)	退職所得 (給付額－退職所得控 除) × 1/2	退職所得 [(給付額－本人負担 の掛金総額)－退職所 得控除] × 1/2	—	退職所得 (給付額－退職所得控 除) × 1/2	一時所得 [(給付額－本人負担 の掛金総額)－一時所 得の特別控除] × 1/2
3 退職年金等積立金 に対する1%課税 (注3)	—	厚生年金基金努力目標 給付水準を上回る積立 金に課税	課 税 (注2)	—	—	—

[関連制度]

- ・ 財形貯蓄
- ・ 老人マル優
- ・ 生損保控除

等

(注) 1. 昭和60年の年金改正法の経過措置により支給される脱退手当金は退職所得とされる。

2. 特例適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税。

3. 退職年金等積立金に対する1%課税は、平成11年4月1日から平成13年3月31日までの間は停止されている。

「確定拠出型年金」について（未定稿）

	確定拠出型年金	（参考）確定給付型年金
あらまし	個々の掛金と運用収益の合計額を基に給付が行われる制度	予め定められた給付額を賄うのに必要な掛金を年金数理計算により算出し、拠出する制度
拠出	掛金額は拠出者が任意に拠出した額で確定	運用実績等により掛金額が改訂される
給付	運用実績により年金給付額は変動	年金給付額は予め確定
運用主体	加入者本人が運用方法を指図	厚生年金基金、受託者（信託、生保等）
本人持分の明確性	加入者本人の持分が拠出時・運用時を通じて明確	自己の持分は不明確
相互扶助性	加入者相互間の年金数理は働かない	加入者全体としての年金数理が働く

- 年金制度・貯蓄制度との関係についてどう考えるか。
- 年金課税のあり方を考える中で「確定拠出型年金」の課税についてどう考えるか。
- 貯蓄課税の適正化との整合性についてどう考えるか。
- 経済政策（個人消費の喚起等）との整合性についてどう考えるか。